

尾道市事業継続特別支援金 Q & A

(2020年7月1日現在)

尾道市産業部商工課

1. 支給対象事業者について

Q1：市内に事業所を有しとあるが「事業所」の定義は？

A：一般に工場、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、病院などを指し、人及び設備を有し継続的に経済活動が行われている場所を指します。よって、太陽光発電施設など無人で経済活動を行う場合は事業所とみなしません。また、個人事業主の場合で、個人タクシー、農林水産業者、フリーランスなど経済活動が一定の場所で行われない場合は、その活動を管理している本人の住居を事業所とします。

Q2：事業収入を得ているとあるが「事業収入」とは？

A：原則、確定申告書や市県民税の申告書において「事業収入」として計上される収入を指します。よって、不動産収入・給与・配当・雑収入などに計上されるものは事業収入に含みません。

Q3：中小企業者等とは？

A：中小企業基本法に定める中小企業者（個人事業主も含む）及び、法人税法上の収益事業を行う公益法人等で、資本金の額又は常時使用する従業員数が次の表に定める規模の方です。

| 主たる事業の業種 | 資本金の額 | 常時使用する従業員の数 |
|------------------------------|--------|-------------|
| 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下の3業種を除く） | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5千万円以下 | 50人以下 |

※製造業、小売業など複数の業種を行う場合は、最も収入等に占める割合が大きい分

類により判断します。

Q4：常時使用する従業員や資本金の基準日は？

A：申請日時点とします。

Q5：医療法人、社会福祉法人、NPO法人等で資本金がない場合、中小企業者等に該当するかをどう判断するのか？

A：常時使用する従業員の数で判断してください。医療法人と社会福祉法人は「サービス業」、NPO法人やその他の公益法人等は「その他の業種」として判断してください。

Q6：尾道市外にも事業所を所有していますが、常時使用する従業員数は尾道市内の事業所にいる従業員数で判断すればいいか？

A：事業者全体での人数で判断します。

Q7：常時使用する従業員数に、会社役員や個人事業主は含まれるのか？

A：会社役員（ただし、従業員との兼務役員は除く。）、個人事業主、個人事業主と生計を一にする専従者は、常時使用する従業員に該当しません。ただし、従業員との兼務役員や個人事業主と生計を一にする専従者で、賃金・労務管理、労働条件が通常の従業員と同じ場合など「あらかじめ解雇の予告を必要とする者（労働基準法第20条）」に該当する場合は、常時使用する従業員に該当します。

Q8：常時使用する従業員数に、パート・アルバイトは含まれますか？

A：中小企業基本法上の考え方（労働基準法第20条の「あらかじめ解雇の予告を必要とする者」を常時使用する従業員とする）により判断します。日雇い、2か月以内の勤

務、4 か月以内の季節労働、試用期間中のものは常時使用する従業員から除外されます。

Q 9：医師、士業（弁護士、社労士等）は、個人事業主として申請対象となりますか？

A：尾道市内に事業所があれば、対象となります。

Q 10：サラリーマンとして勤務しているが、副業として農業収入の確定申告をしている場合、個人事業主として申請対象となりますか？

A：個人事業主の場合、事業収入が主たる収入の場合に限り対象とします。主たる収入とは、前年の年間収入に占める割合が最も高い収入をいいます（ただし、創業特例の場合で、事業開始前に得ていた収入が多い場合は除く）。よって、農業収入よりも給与収入や年金収入等他の収入の方が多く場合は、対象となりません。

Q 11：保険外交員として、基本給＋歩合報酬制で働いていますが、申請対象となりますか？

A：確定申告書等において事業収入が計上され、自己の責任において事業を行う場合は対象となります。

Q 12：不動産収入で生活しているが、個人事業主として申請対象となりますか？

A：確定申告等で事業収入として計上している場合は、対象となります。不動産収入として申告されている場合、国税庁の判断基準等を参考に、次の場合は事業収入として取り扱います。

- (1) 貸間・アパート等については、貸与することのできる独立した室数が 10 室以上であること。
- (2) 独立家屋の貸付については、5 棟以上であること。

- (3) 土地の貸付については、契約件数が10件以上又は貸付総面積が2,000㎡以上であること。

Q13：個人事業主で尾道市に飲食店と小売店など複数の事業所を有している場合は、それぞれの事業所ごとに申請できますか？

A：事業者単位での申請になるため、1回の申請しかできません。

Q14：同一人物が代表を務める2つの法人で、尾道市内にそれぞれ事業所がある場合、それぞれの法人で申請できますか？

A：代表者が同一であっても法人としては別事業者であるため、それぞれの法人で申請できます。

Q15：個人事業主で尾道市外に居住しており、尾道市内に事業所を有している場合、申請できますか？

A：事業所が尾道市内に有することを条件としているため、居住地が市外であっても申請できます。反対に、尾道市内に居住していても、尾道市外に事業所がある場合は申請できません。

2. 売上減少要件について

Q16：なぜ1か月の売上ではなく、3か月の売上合計の減少で判断するのですか？

A：この制度では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が大きく減少した期間を3月～5月と考え、この期間中に売上が大きく減少した事業者を支援することを目的としています。また、1か月の売上減少で判断した場合、売上の収入時期が安定していない事業者などで、1か月の売上は減少しているものの3か月の売上合計では減少しな

い場合も想定されるため、3か月間の売上合計で判断することとしています。

Q17：なぜ各月の売上高が、50%以上減少すると対象にならないのですか？

A：各月の売上高が前年同月と比較して50%以上減少した場合は、国の持続化給付金をご利用いただけます。よって、尾道市の制度では、持続化給付金の基準に満たない事業者を支援するため、3月～5月の各月の売上が50%以上減少した事業者は対象外としています。

Q18：尾道市の事業継続特別支援金を受給し、その後さらに売上が減少したため国の持続化給付金を受給する場合、尾道市の支援金を返還する必要がありますか？

A：尾道市の制度では、3月～5月の期間に売上減少で困っている事業者を支援することを目的としているため、それ以外の期間で売上がより減少し国の持続化給付金を受給する場合であっても、事業継続支援金を返還する必要はありません。

Q19：売上高の確認方法は？

A：前年各月の売上高については、原則、前年の確定申告書や市県民税の申告書で確認します。白色申告や市県民税の申告の場合、各月の売上高が記載されていないため、年間売上高を12か月で割った金額（千円未満切捨て）を各月の売上高とみなします。

また、今年3月～5月の売上高については、損益計算書・試算表など電子データを打ち出したものや、紙ベースでの売上台帳の写しなどで確認します。

Q20：売上減少率が19.98%の場合、対象となりますか？

A：小数点第2位以下切り捨てのため、19.9%となり対象となりません。

Q 2 1 : 3 か月の売上合計は 25.0%減少していますが、3 月の売上は 10.0%増えている場合は対象になりませんか？

A : 各月毎の売上が 50%以上減少していないことが要件のため、増加していても問題ありません。

3. 事業期間が短い場合（創業特例）

Q 2 2 : 昨年 3 月に創業し、昨年 4 月から売上が発生した場合の取り扱いは？

A : 昨年 3 月～5 月の売上合計で比較できないため、昨年 4 月～1 2 月までの合計売上を 9 か月で割った 2 0 1 9 年月平均売上高①と、今年 3 月～5 月の売上合計を 3 か月で割った月平均売上高②の比較で判断します。 $((②-①) \div ① \times 100\%)$

この場合、その割合が 2 0 %以上 5 0 %未満減少した場合に対象となります。

Q 2 3 : 今年 1 月 2 0 日に創業し、2 月以降に売上が発生した場合の取り扱いは？

A : 創業した日の属する 1 月から 3 月までの売上合計を 3 か月で割った 3 月までの月平均売上高①と、今年 3 月～5 月の売上合計を 3 か月で割った 5 月までの月平均売上高②の比較で判断します。 $((②-①) \div ① \times 100\%)$

この場合、その割合が 2 0 %以上 5 0 %未満減少した場合に対象となります。

Q 2 4 : 開業届の事業開始日と売上が計上される時期がずれているのですが、売上が計上されてからの月数はどうやって数えればいいですか？

A : 確定申告書において月別売上が確認できる場合は、申告書に売上が計上されている月数を数えます。

月別の売上が確認できない場合、原則、法人の場合は登記上の設立年月日、個人事業主の場合は開業届に記載された開業日が属する月から月数を数えます。例えば、法人設

立日が2019年10月30日の場合、12月までの3か月が売上が計上されてからの月数となります。ただし、届出上の開業日と実際の開業日が属する月に違いがある場合は、実際に開業した時期が確認できる書類を追加提出することで、売上が計上されてからの月数とみなすことが可能です。実際に開業した時期が確認できる書類に該当するかは、別途ご相談ください。

Q25：昨年10月に事業拡大により店舗が増えており、昨年の3月～5月売上合計と比較した場合20%以上売上は減少していませんが、昨年の3月時点で存在した店舗の売上を比較すると40%減少しています。この場合、対象となりますか？

A：事業者全体での売上を比較するため、対象になりません。

Q26：昨年10月に個人事業主として創業しましたが、昨年の収入は事業を始める前に働いていた会社からの給料の方が多い場合、個人事業主として対象になりますか。

A：事業開始前に得ていた給料を除き、事業収入が主たる収入の場合は個人事業主として対象となります。

4. 申請・申請書類について

Q27：申請書の提出期限は？

A：2020年11月30日（月）までに尾道市役所必着です。

Q28：申請書はどこで入手できますか？

A：尾道市役所のホームページからダウンロードできます。また、尾道市役所本庁舎1階商工課、市役所の各支所、商工会議所・商工会でも配布しています。

Q 2 9 : 申請受付はいつからですか？

A : 7月6日(月)から受付します。

Q 3 0 : 申請方法は？

A : 感染症拡大防止のため、郵送での申請としています。次の提出先に郵送ください。

(提出先) 〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号 尾道市役所産業部商工課内

事業継続特別支援金申請受付窓口

Q 3 1 : 現金での受取はできますか？

A : 感染症拡大予防等のため、口座振込のみとなります。

Q 3 2 : 「誓約・同意事項」は申請者による手書きの署名が必要ですか？

A : 押印があれば、手書きの署名は必須ではありません。

Q 3 3 : 代表者以外のもの(社員や配偶者など)が代理で申請することはできますか？

A : 申請書の誓約・同意事項の署名・捺印欄に代表者の記入・押印があれば、代理申請は可能です。

Q 3 4 : 今年の売上金額を証明する書類(支払明細など)も添付する必要がありますか？

A : 申請手続きの簡略化のため、売上金額を証明する書類の添付は必要ありません。ただし、申請内容に不審な点がある場合は調査を行い、関係書類の提出を求める場合があります。調査の結果、申請内容に虚偽が発覚した場合は、返還義務が生じますのでご注意ください。

Q 3 5 : 確定申告書や市県民税の申告書の控えがない場合は対象外となりますか？

A : 市県民税の申告書の写しは、尾道市役所本庁舎 2 階市民税課において発行しています。また、確定申告書の代わりとして、税理士による押印及び署名がなされた確定申告の基礎となった月別の事業収入が分かる書類で代用可能です。